

徳本貴久局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	<p>ただ今より第211回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、湯山地区の清水委員と河野地区の中川委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第12号の、12件の議案が提出されておりますので、御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号～第4号までを議案といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>それでは、議案第1号を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立し、解約と同時に5条届出により、転用するものでございます。</p> <p>離作補償はないとしております。</p> <p>続きまして議案第2号と議案第3号を御報告いたします。</p> <p>令和3年6月26日～令和3年7月25日までに専決処理した案件は4条届出が5件、5条届出が10件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>続きまして、議案第4号を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、農地法第3条により、昭和52年8月5日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃借人が自作地として耕作するとしております。</p> <p>離作補償はないとしております。</p> <p>2番、本件は、強化促進法により令和2年11月1日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、強化促進法により第三者に貸すこととしております。</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>離作補償はないとしております。 以上でございます。</p> <p>議案第1号～4号につきまして、事務局の説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>西山昌宏副主幹</p>	<p>お手元に審査基準1号～7号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、2番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。 譲受人は、農地約29アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、1番、2番の申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>なお、本案件は、許可後30アール越えとなる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>3番と4番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。 譲受人は、農地約54アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、2番と3番の申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>5番、本件は取下げとなっております。</p> <p>6番、7番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。 譲受人は、新規農業者でございます。</p> <p>この度、自宅に近く耕作便利な申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p>

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

8番、譲受人は、農地約102アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

9番、譲受人は、農地約107アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

10番、譲受人は、農地約100アールを耕作する農家でございます。

この度、自作地相互の交換で申請地を譲り受け、農業に精進するものでございます。

11番、譲受人は、農地約72アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

12番、譲受人は、農地約142アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

13番、譲受人は、農業適格法人として、この度、耕作便利な申請地を譲り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

14番、譲受人は、農地約76アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

以上でございます。

寺井克之会長

事務局からの説明が終わりました。

それでは、地元委員から補足説明をお願いします。

許可後の経営面積が30アールを超える案件は1件で、1番と2番で、併用案件であります。新規農業の案件は2件で、6番、7番、13番ですが、6番と7番は併用案件であります。

1番と2番は、併用案件で、所在地が湯山地区でありますので、清水委員から説明をお願いします。

清水憲治委員	<p>先程事務局から説明がありましたように、譲受人は農地約 29 アールを耕作する農業者であります。</p> <p>今般、本申請地を取得して、取得後 30 アール以上とし経営規模の拡大と農業経営の安定を図ろうとするものであります。</p> <p>また、申請地の今後の営農についても、近隣農家との協調を図りながら耕作するというので、農業に対する意欲、経験が十分見受けられることから地元としては了承した訳でございますが、なお本総会での御審議をよろしく願います。</p>
寺井克之会長	<p>次に、6番と7番は、併用案件で、所在地が久谷地区でありますので、平岡委員から説明をお願いします。</p>
平岡量二委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>本件譲受人は、今般、久谷地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。農業に対する意欲・経験も充分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>最後に、13番は、所在地が河野地区でありますので、中川委員から説明をお願いします。</p>
中川均委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、この度、河野地区にて米、柑橘を生産し、農業経営安定、規模拡大の為、新たに農地を取得し、事業を行いたいと申請に至ったものであります。</p> <p>地区審査において、事業内容や営農体制を確認いたしましたところ、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられ、地域の取り決めに遵守することでもありましたので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本会での御審議をよろしく願います。</p>

寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第6号「農地法第4条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、社会福祉法人でございます。</p> <p>昭和62年に農地法第3条許可にて取得し、現在まで農作業を通じて作業訓練を行っておりましたが、令和3年度末で社会福祉施設での児童と18歳以上の過齢児の混合施設の運営が終了することから、この度、本申請地に18歳以上の過齢児の入居する社会福祉施設を設置したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>事務局からの説明が終わりました。それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>1番は、所在地が久谷地区で、1,000平米を超える案件ですので、平岡委員から説明をお願いします。</p>
平岡量二委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>本件譲受人は、拓南地区の社会福祉法人であります。</p>

	<p>現在、子どもと大人が同じ施設で入所していますが、法律の改正により、別の施設での入所が必用となったため、今回、福祉施設を新設しようと申請に及んだものであります。</p> <p>被害防除もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承した訳でございますが、本会での御審議をよろしく申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第6号につきまして、事務局並びに地元委員からの説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。次に、議案第7号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、太陽光発電システムの施工・販売及び売電業を主な業務とする法人であります。</p> <p>この度、太陽光発電による売電事業の拡大のため、日当たりの良い本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、松山市役所 河中出張所からおおむね300メートル以内にあることから第3種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。</p> <p>なお、優良農地の転用であり、今月27日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴</p>

く必要があります。

3番及び4番は、受人が同一であり同一事業ですので一括して御説明いたします。
本件受人は、道路工事舗装業を主な業務とする法人であります。

近年、事業量の増加に伴い既存の施設では、資材及び車両の置場が手狭で業務に支障をきたしていることから、この度、本申請地を取得し、工事用の砂・砕石等の資材及びダンプ・重機運搬用トレーラー・業務用車両等の露天資材・車両置場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おう10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

5番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、伊予鉄 鷹子駅からおおむね500メートル以内にあることから第2種農地と判断されます。

6番、本件受人は、運送業を主な業務とする法人であります。

事業量の増加に伴い、新たにトレーラーダンプを購入しましたが、既存の車両置場は道路幅員の関係で車両の規格上、出入りできないことから、この度、既存の露天資材置場に隣接した本申請地を取得し、トレーラーダンプ・従業員車両及びコンテナ等の露天駐車場・露天資材置場として利用したいとして申請に及んだものであります。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

7番、本件受人は、運送業を主な業務とする個人事業主であります。

事業量の増加に伴い、新たに従業員を雇うのに合わせて、トラックの購入を検討してございましたが、既存の駐車場が手狭で業務に支障をきたすことから、この度、本申請地を取得し、トラック6台分の露天駐車場として利用したいとして申請に及んだものであります。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

8番、本件受人は、水道業を主な業務とする法人でございます。

近年、事業量の増加に伴い既存の施設では、資材及び車両の置場が手狭で業務に

支障をきたしていることから、この度、本申請地を取得し、砂利・足場材等の資材及びダンプ・ユンボ・ローラー等の露天資材置場・露天駐車場として利用したいとしております。

なお、本件申請地の内、太山寺町甲 693 番については平成 22 年頃より農地法の許可を得ず、露天資材置場・露天駐車場として利用していたものであり、今回、違反の解消を図りたいとしております。

本申請地の農地区分は、松山市役所・和気支所からおおむね 500 メートル以内にあることから第 2 種農地と判断されます。

9 番及び 10 番は、受人が同一であり同一事業ですので一括して御説明いたします。

本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしております。

本申請地は都市計画区域外に位置するため、都市計画法上の開発許可は不要な案件でございます。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。

11 番、本件受人は、農地約 150 アールを耕作する農業者であります。

自宅近くの所有農地に 2 アール未満の農業用倉庫を建築しようとしたところ、農地の形状が不整形なことから、本申請地を取得し、併せて 2 アール未満の農業用倉庫を建築したいと申請に及んだものであります。

なお、本件申請地については昭和 50 年頃より農地法の許可を得ず、農業用倉庫の一部として利用していたものであり、今回、違反の解消を図りたいとしております。

本申請地は都市計画区域外に位置するため、都市計画法上の開発許可は不要な案件でございます。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。

以上でございます。

寺井克之会長

事務局からの説明が終わりました。それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。

3 番と 4 番は、併用案件、所在地が小野地区で、1,000 平米を超える案件ですので、宮内委員から説明をお願いします。

宮内祥二郎委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、道路工事舗装業を主な業務とする会社です。</p> <p>近年、松山市を中心に中予地域での事業量が増加しており、既存の資材及び車両の置場が手狭で、現場に資材や車両を置いて対応しており、何かと業務に支障をきたしているため、今般本申請地を取得し、露天資材・車両置場として使用したく、本申請に至ったものであります。</p> <p>隣接農地への被害防除もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承した訳でございますが、本会での御審議をよろしく申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で、事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。</p> <p>直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>なお、2番につきましては、愛媛県農業会議の意見を聴いた上で、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第8号、「令和3年度第5号農用地利用集積計画」について議題といたします。</p> <p>御審議をいただく前に、お願いがございます。</p> <p>7番は久枝地区の渡部委員が譲受人の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日の案件は15件の内、使用貸借権の設定は39筆、所有権移転が7筆で、設定</p>

住田 英俊 主幹	<p>次に、議案第9号、「農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>今回意見を求められた案件は2件で、設定する農地は10筆、総面積は、32,482平米でございます。</p> <p>今後、この配分計画案を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用配分計画を決定した後に、愛媛県がこれを認可し、公告することが予定されています。</p> <p>権利の開始は、令和3年10月1日の予定です。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
寺井 克之 会長	<p>以上で、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井 克之 会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願い」について課題といたします。</p> <p>事務局からの説明をお願いします。</p>
住田 英俊 主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第11号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>西山昌宏副主幹</p>	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>令和3年6月26日～7月25日までに専決処理した案件は17件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>以上で、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第12号、「松山農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>船草康司副主幹</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番は、申出者から今後長期にわたり農地として利用するため、農用区域に編入してほしい旨の申出があったものであります。</p> <p>1番、本件申出地周辺は、樹園地の多い農用区域内農地で、本件申出地も、現在、優良な樹園地として管理されており、今後、長期間樹園地として活用されると見込まれます。</p> <p>本件申出地の農用区域への編入に係る計画変更は適当と思われませんが、意見の決定をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>以上で、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案12件の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>次に、事務局から連絡事項があればお願いします。</p>
<p>住田英俊主幹</p>	<p>農業委員会として市へ提出することとしております「松山市農業施策に関する意見書」についてですが、8月31日の火曜日に、会長をはじめ役員の皆様にご出席いただき、市へ提出することとなりましたので、お知らせします。</p>

次に、次回の総会の日程についてですが、来月の第 212 回総会は、9 月 10 日金曜日の午前 10 時 30 分から、こちらの会議室で開催する予定ですのでよろしく願いいたします。

連絡事項は、以上です。

寺井克之会長

以上をもちまして、本日の第 211 回総会を閉会します。

徳本貴久局長

御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前 11 時 00 分閉会